

## テント活用モデル事業委託業務 企画提案募集要領

### 1 事業目的

ペット同行避難対策を進める上での指定避難所におけるスペース不足などの課題を解決するためのモデル事業として、犬猫の飼養・保管が可能なテントを設計し、製造する。

### 2 募集内容

#### (1) 事業名

テント活用モデル事業委託業務

#### (2) 業務内容

別添「テント活用モデル事業委託業務 仕様書」のとおり。

#### (3) 契約形態

別添「契約書（案）」に基づく委託契約とする。

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きによる。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

#### (5) 契約金額

2,750,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

##### ア 対象経費

事業実施にかかる経費（資機材費、設計費、人件費、貸借料、設備費、搬入費、旅費、印刷費、通信運搬費、一般管理費など一切の経費）

##### イ 上記アの経費にかかる消費税及び地方消費税

#### (6) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3第3号に該当する場合は、全額又は一部を免除する。

### 3 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納でないこと。

(3) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可・登録等を受けていること。

(4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 愛知県内に本社、支店又は営業所を有していること。

- (6) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(令和6・7年度)の「業務(大分類)01. 物品の製造・販売、(中分類)24. 繊維製品のうち、(小分類)05. テント・シート」に登載されている者であること。

#### 4 募集期間

令和6年5月31日(金)午前10時から令和6年7月2日(火)午後5時まで

#### 5 応募方法

##### (1) 提出書類 (アは1部、イ～カは5部)

ア 企画提案応募申込書(様式1)

イ 企画提案書

A4縦型、横書き、左綴じ(A3版を使用する場合は、Z折りにすること。)

ウ 経費積算内訳書(A4版・様式任意)

事業実施にかかる経費(資機材費、設計費、人件費、貸借料、設備費、搬入費、旅費、印刷費、通信運搬費、一般管理費など)に分けて記載すること。

なお、金額は取引に係る消費税及び地方消費税を含めた金額(税率10%)を記載するとともに、内訳として消費税額も併せて記載すること。

エ 提案内容補足説明資料(A4版・様式任意)

企画提案書や経費積算内訳書の内容で、特に補足説明があれば提出すること。

オ 提出者(団体)の概要(組織体制、業務内容等)がわかる資料(様式任意)

カ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式2)及び添付書類

##### (2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

提案内容については、以下の事項について網羅されていること。

ア 基本的要件について

(ア) 仕様(性能)を満たしていることを説明する資料

(イ) テント外観の写真及び設置の様子が分かる写真もしくはイメージ図

イ 施設設備の基本要件について

(ア) 仕様(性能)を満たしていることを説明する資料

(イ) テント内部の写真及び設置の様子が分かる写真もしくはイメージ図

ウ サイズについて

寸法を記載したテントの模式図

エ 事業実施スケジュール案

契約期間内に納入できるスケジュールとすること。

##### (3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る)、宅配便(配達証明されるもの)のいずれかとする。

※ 持参の受付は、土・日・祝日を除く平日午前9時から午後5時までとする。

※ 電子メールで提出する場合は次のとおりとすること。

・ メール件名は「テント活用モデル事業委託業務の企画提案書」とす

ること。

- ・ メール送信後、提出先に電話で受信確認を行うこと。
- ・ 添付ファイルの容量が一通7MBを超えないように分割して送付すること。

(4) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県防災安全局 災害対策課 支援グループ  
saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

(5) 提出期限

令和6年7月2日(火)午後5時まで(必着)

(6) 提出書類の取り扱い

- ・ 企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書は返却しない。
- ・ 企画提案は、1事業者1案とする。
- ・ 採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。
- ・ 不採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえたうえで、県が対応について判断する。

6 応募に関する質問

- ・ 企画提案書作成及び業務委託内容に関する質問事項については、あいち電子調達共同システム(物品等)及び電子メールにより、令和6年6月25日(火)正午まで受け付ける。
- ・ 電子メールの場合は、件名を「テント活用モデル事業委託業務に関する質問事項」とし、団体名、所属、担当者名、連絡先(電話番号及びメールアドレス)を明記すること。
- ・ 質問に対する回答は、あいち電子調達共同システム(物品等)に掲載すると共に、質問者及び企画提案応募申込書を提出した全てのもの宛てに令和6年6月26日(水)正午までに電子メールで回答する。ただし、質問が質問者固有の内容である場合は、質問者のみに回答する。
- ・ 選定及び評価基準等に係る質問については、受け付けない。

7 選定方法

(1) 選定委員の設置

企画競争の評価を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が指名する選定委員により選定する。

(2) 評価方法

提出された企画提案書を始めとする提出書類について形式審査を行った後、選定委員により評価する。ただし、企画提案が5件を超える場合は、書面により予備評価を行う。

評価は非公開とし、評価の経過等に関する問い合わせには応じない。

(3) 選定委員による最終選定

選定は、提出書類に基づく書面による予備評価及び申込者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、1者20分程度とする。プレゼンテーション終了後に質疑応答を10分程度行う。

パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可とする。

開催時期は令和6年7月16日(火)を予定しており、詳細については別途通知する。

(4) 評価基準

次の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

評価項目	評価の視点
基本的要件	仕様を満たしており、耐水性・耐久性のある生地で構成されていること。
施設設備の要件	仕様を満たしており、犬猫を飼養・保管するために十分な能力を備えていること。また、犬猫を飼養・保管するための設備等を備えることができる構造を有していること。
サイズ	仕様を満たしており、犬猫が自然な姿勢で日常的な動作が容易に行える大きさであること。
納期	契約期間内に納入できることのほか、早期に納入できること。
経費積算	調達見込価格が適正であること。
社会的評価項目	社会的価値の実現に資する取組をしていること。

(5) 選定結果

結果については、全申込者に対して書面により通知する。

(6) 失格

次のような場合、失格とすることがある。

- ・応募書類が本要領に示された要件を満たしていない場合
- ・応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・その他、直接又は間接に公平な評価に支障をきたす行為が確認された場合

(7) 契約

選定委員会において選定された者と委託業務内容及び委託金額について協議の上、委託契約を締結する。

8 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは精算払いとする。

(2) 企画提案書及び契約書の内容どおりの事業執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額

等を変更する場合がありますので、予め了解すること。

9 スケジュール（予定）

令和6年5月31日（金）	委託先募集開始
7月2日（火）	企画提案書の提出期限
7月9日（火）	1次評価（書類）
7月16日（火）	2次評価（選定委員会による選定、委託先の決定）
7月下旬	選定結果通知、契約締結予定
契約締結～	事業の実施
12月下旬	実績報告書の提出
12月下旬	完了検査、請求書の提出
1月中旬	委託料の支払い

10 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、事業の実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議のうえ決定する。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (3) 委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

11 問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県防災安全局災害対策課支援グループ  
電話 052-954-6149（ダイヤルイン）  
FAX 052-954-6912  
電子メール saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp